

第12回
旧町時代における
未処理金調査特別委員会

平成30年12月19日

葛城市議会

開 会 午後0時10分

下村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより旧町時代における未処理金調査特別委員会を開会いたします。

きょうは年末、忙しい中、また、お昼を少し過ぎましたけども、皆さん方のご協力によって委員会が進むことをお願いいたしまして、これより未処理金調査特別委員会を開会させていただきます。よろしく願い申し上げます。

なお、委員外議員として、川村優子議員、松林謙司議員が出席されております。よろしく願い申し上げます。

なお、発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただき、必ずマイクを近づけてご発言されるようお願いいたします。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

それでは、調査案件（1）記録の提出を求めることについてを議題といたします。

未処理金に関する事項について、今後、更に調査を進めるため、平成20年12月11日以降に未処理金を管理していた口座から現金を支出した後、それを特定の事項に使用したことを証明する領収書関係書類及び弁之庄地積更正に係る成果品等の記録について、1月10日までに提出するよう関係者に請求することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

下村委員長 ご異議なしと認め、このことについて記録の提出を求めることに決定いたしました。

なお、提出を求める内容について、正当な理由により変更する場合は、委員長に一任いただきたいと思っておりますが、そのことについてもご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

下村委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

調査案件（1）記録の提出を求めることについては以上といたします。

次に、調査案件（2）証人喚問等についてを議題といたします。

これまでに開催した協議会で、関係者のうち、今後どなたを呼びお話を伺うのかということについて協議いただいております。その結果、西田貞人氏、正田貴一氏、中本正人氏、下村喜代博氏、岡本吉司氏に証人として出頭願ってはどうかということでございましたので、このことについてお諮りいたします。

ただいま申し上げました5名の方を証人として出頭願うことに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

下村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました5名の方を証人として出頭願うことに決定いたしました。

次に、証人尋問の日時でございますが、来年、1月17日木曜日午後1時から、西田貞人氏、正田貴一氏、中本正人氏、下村喜代博氏、岡本吉司氏に、それぞれ委員会への出頭を求めたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、来る1月17日に委員会を開催し、出頭を求めることに決定いたしました。

なお、出頭日について、正当な理由があるときは変更もあり得るものと思いますが、その際には、再度委員会を開催し、変更の議決を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、証人に証言を求める事項についての協議に移ります。

証人に証言を求める事項については、これまでの協議会でご協議いただいた結果、西田貞人氏、正田貴一氏、中本正人氏、下村喜代博氏については、弁之庄地内の地積更正（平成20年から21年度ごろ）に関する事項について、その他上記の点について関連する一切の事項についてということになっております。

また、岡本吉司氏については、脇田梅室線の道路拡幅（平成28年から29年度ごろ）に関する事項について、弁之庄地内の地積更正（平成20年から21年度ごろ）に関する事項について、その他上記の点について関連する一切の事項について、この内容で証人出頭の請求をさせていただきますが、このことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

協議案件（2）証人喚問等については以上といたします。

本日の会議は以上といたします。

ご意見ございますか。

谷原委員。

谷原委員 今、未処理金の支出について、先日は新町農道工事、今度は脇田、それから弁之庄の地積更正などについて、支出があったということで、この間ずっと証人に出頭していただいて、事実を確かめるべく委員会としては今努力してるところで、年明けの1月17日には、脇田の件と、それから弁之庄の件で未処理金の中から支出があった件について証人尋問を行うということになるかと思えます。その証人尋問について、これは私からの要望ということで、ぜひ尋問に当たって注意していただきたいと思うことがありますので申し述べます。

これは新町農道の調査の証人尋問のときですけれども、こういうことがあったんですね。つまり、不適切な質問だと思うけれどもという形で、特定の方に対することについて感想を証人に求められるということがありました。そうすると、その証人の方が関与された自分と関係のあった方に対して、信頼していたのに裏切られたというふうな発言をなさったんです。そうすると、このことはネットでも広がりますし、実はこのことが、議員の議会報告ということでそのことが取り上げられて、市内全域にまかれることがありまして、私はちょっとそれを見られた方から、未処理金のことはちゃんとやってほしいけれども、議員の、あるいはほかの尋問の出席者に対して、個人攻撃にわたるような、そういうふうなことになってはあかんの違うかというご意見をいただいております。

そのことについては、当時質問された方も不適切な質問だと思うけれどもというふうな言い方で聞かれておられます。つまり、事実何があったかということを確認して質問するのはいいんですけども、関係者同士の間で、相手に対してどういう印象を持たれたかという質問をしますと、言ってみれば不愉快な印象を持ちましたという発言を引き出されるようなことになると、それは事実関係を調べるといことと外れてきます。つまり、当事者同士の人間関係の感情を表に出すと、それがひとり歩きする、さらには言われた方には、これを回復する場が百条の中ではないわけでありますから、個人の名誉にかかわることになってきますので、その当事者同士の間の感情を聞くような質問は、それがあった場合、あるいは当事者がそういうことを言おうとしたら、ほかの人のことに対して個人的な感情を、それも言うたら、言われた側には名誉にならないようなことをおっしゃるようなときがありましたら、ぜひ委員長のほうで発言を差しとめていただくなりしていただきたいんです。

これはネットで流れますし、流れたことは公になったことやから、議会報告でチラシに出されるということはそれはあるかと思うんですけども、委員会のあり方として、それがあある意味では個人の名誉を毀損するようなことに至るようなことになりまますので、これはぜひ証言、これから証人喚問をやっていくわけでありまますけども、当事者同士の間の感情的な評価、そういうことが引き出されるようなことになった場合は、ぜひ差しとめていただきたいことをお願いいたします。これは私からのお願いですので、また委員長、副委員長のほうで配慮していただいたらと思います。

下村委員長 これは百条委員会だけと違って、いろんな特別委員会でも言えることでございますので、余りこのことだけを取り上げて、ここで議論はしたくはありませんので、ご了解のほどをお願いいたします。

西川委員。

西川委員 百条委員会で一生懸命追及することに関して、何か制約を受けるようなことになりかねんと思ひますので、不適切であればそれは弁護士先生がおられるし、委員長がおられるんやから、そういう話でええんやけれども。

ただ、その方の思い、いろんな思いがネットで流れるからとか、チラシに出るからとかというよりも、僕らははっきりと、そのチラシを出した方ですよ。そやけれども、もっとしっかりと追及して、もっとしっかりと報告してくれというのが市民の思いであって、何でこういうふうなことが起きたのか、ほんで、何でこんなおかしな支出があるのか。このところを追及していくがために、その本当のところを知ってる方、周辺の方々にいろんな聞き方をして真実を表に出してくるのが僕ら委員の務めでありまますので、個人をやっつけたらとか、そんな意味じゃないですよ。ただ、事実をきっちり追及していかんと真実にたどり着けませんので、自分らで制約を受けるようなことは僕自身は余り念頭にはありません。

ただ、このお金の発覚から、こういう未処理金とか裏金とか、こういうふうなものが発覚してから、私自身支出したと言うてはる議員さんがおるわけで、その方がおかしなところへ支出していった、何でその支出していった、そのことを証人に質問するのに、真実を追求していこうと思えば、あの人にこういうことを言われていたので仕方がなかったとか、

しんどかったと証言する人がいるのは仕方がないと思います。

それで、私たちは、余り失礼な質問にならないよう注意はしますが、もし、私の質問が名誉棄損になると判断されるのであれば、弁護士さんや委員長が注意してくれはったらいいわけで、私はとことん追求できるところはやっていきます。

下村委員長 もうこの件に関してはね。もうこれ、言い合いになって、時間何ぼでかかりますよ。

谷原委員 誤解があるので、それだけちょっと言うときます。

下村委員長 誤解というのは、考え方の違いというのは仕方がないとは思いますがね。

谷原委員 考え方の違いやなしに進め方ですから。

下村委員長 短時間でお願いします。

谷原委員 私も真実を追求するのは当然だと思います。中には踏み込んで質問することもあるかと思いますが。私が申し上げているのは、感情面が出てくるのは、それはあり得ると思いますよ。今、西川委員のお話だと、そのときは嫌やなと思ったけれどもやっただと。それはそのときの感情なんです。

でも、私が申し上げているのは、前回あったことについては、もうここで読み上げるのはやめますけれども、言ってみれば人物評価をされてるわけですよ。その事件に絡んだ後のことも含めて人物評価されてるわけで、そういう発言まで聞いても、事実関係を調べる上では全然関係ないことですからね。だから、そういうふうなところで証人の方が発言ということになれば、それは事実解明とは全く関係ない、特定の人物に対して、そのことにかかわることについての人物評価をばーんと、それも否定的な人物評価を公にされるというふうなことがあれば、私は委員会のあり方としては、できたらそこは委員長に判断していただきたいと申し上げているわけでありまして。

だから、感情面が具体的な事実関係を調べる中で、その当時どうだったかという、その事件に絡んで出てくるのは私はあり得るかとは思いますが、私が申し上げているのは、前回の場合はかなり異なったようなことになりましたので、それは不適切な質問というふうな形で、質問者自身もおっしゃってるわけですから、そういうふうなことも含めて、ちょっと注意をいただきたいということでありまして。私も当然真実追求で一生懸命やっていくべきだとは思っておりますので、制約するという意図では発言しておるわけではありませんので。

下村委員長 副委員長ともまた話し合いはさせていただきますけれども、これは百条委員会だけに限らずに、ほかの委員会でも出てくると思いますので、余りこの場で、もう時間をとって議論するのはここでやめといてほしいと思います。

調査案件（２）証人喚問等については以上といたします。

本日の会議は以上といたします。

ここで、委員外議員から発言の申し出があれば許可いたします。

（「なし」の声あり）

下村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

本当に皆さん熱心に、12時半まで本当にいろんなご意見頂戴いたしまして感謝いたしております。今後ともまだまだこの百条委員会、続くと思いますけれども、よきご意見をいた

だきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

これをもって旧町時代における未処理金調査特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後0時27分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

旧町時代における未処理金調査特別委員会委員長

下 村 正 樹